

# 宮崎県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保支援事業費補助金交付要綱

令和 2 年 7 月 2 1 日  
福祉保健部感染症対策課

## (趣旨)

第 1 条 県は、新型コロナウイルス感染症患者等の受入体制の整備を図るため、予算で定めるところにより、新型コロナウイルス感染症患者等の受入れに備えて空床を設けた医療機関及び院内感染に対応した医療機関に対し補助金を交付するものとし、その交付については、「令和 5 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の一部改正について（令和 5 年 9 月 29 日付け医政発 0929 第 23 号・感発 0929 第 3 号・医薬発 0929 第 12 号厚生労働省医政局長、健康・生活衛生局感染症対策部長、医薬局長連名通知。以下「国実施要綱」という。）、令和 5 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付について（令和 5 年 9 月 29 日付け厚生労働省発医政 0929 第 5 号・感 0929 第 4 号・医薬 0929 第 81 号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。）及び令和 5 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて（令和 5 年 9 月 29 日付け厚生労働省医政局医療経理室、健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、医薬局総務課事務連絡。以下「国実施に当たっての取扱い」という。）並びに補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関 国実施要綱 3（2）に規定する新型コロナウイルス感染症対策事業による空床確保を行った医療機関をいう。
- (2) 新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関 国実施要綱 3（15）に規定する新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業の対象となる院内感染に対応した医療機関をいう。
- (3) 新型コロナウイルス患者等 新型コロナウイルス感染症患者及び新型コロナウイルス感染症疑い患者をいう。

## (補助事業者)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 国実施要綱 3（2）又は 3（15）に基づく対応を行った新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関又は新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関であると県が認めたもの。
- (2) その他補助が適当でないとし事が認める者でないこと。

(補助対象経費等)

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる経費は、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関については、新型コロナウイルス患者等の受入れに備えて空床又は休床とした場合の経費とし、新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関については、院内感染により発生した重症及び中等症Ⅱの患者に対応するため、空床又は休床とした場合の経費とする。また、その単価は国実施に当たっての取扱いの別紙に定める額（空床とした場合は稼働病床の病床確保料の上限額、休床とした場合は休止病床の病床確保料の上限額）とする。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 病床確保実績書（別記様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 補助金等交付申請書は、規則第14条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 補助金の交付決定の通知は、規則第15条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法等)

第8条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

(その他)

第9条 本要綱の規定は、県立の医療機関について準用する。この場合において、「補助金」とあるのは、「負担金」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行し、令和2年度の予算に係る宮崎県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保支援事業費補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月25日から施行し、令和2年度の予算に係る宮崎県新型コロナウイルス

ウイルス感染症患者等入院病床確保支援事業費補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る宮崎県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保支援事業費補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月28日から施行し、令和3年度の予算に係る宮崎県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保支援事業費補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る宮崎県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。